

平成 24 年（ワ）第 213 号、同 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号

同 26 年第 101 号 損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 473 名

被告 東京電力株式会社

準 備 書 面 (3 5)

(原告主張に係る基準時までには生じたとされる損害総額の求釈明等)

平成 27 年 7 月 10 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木 丈 介

介



同

土 屋 賢 司

司



同

小 谷 健 太 郎

郎



同

川 見 唯 史

史



被告は、原告らの訴求債権が原告らの被った全損害の一部請求に留まると理解しているところ、原告主張に係る損害額の認否及び反論の方針を定めるために、以下の点について釈明を求める。

- 1 原告らは、原告ら主張に係る基準時（平成26年12月15日）までに生じたものと原告らが考えている損害の総額について、明らかにされたい。

なお、被告の賠償した金額については訴求債権額から控除しているとのことであるが、損害総額としてみた場合、（既払額も合算した上で）純粋な損害の総額がどれだけの金額にのぼると考えているのか、世帯ごとに明らかにされたい。

- 2 基準時前に将来分も含めた包括的賠償がなされている世帯について、当該将来分が訴求債権である損害賠償請求権から控除されているのか明らかにされたい。

例えば、平成26年10月に、平成27年3月分まで毎月10万円と計算した額を包括的に賠償されたというケースを仮定した場合、賠償自体は基準時前になされている一方で、そのうちの平成27年1月から同年3月分については将来分としての賠償ということになる。このような場合に、当該将来分も予め控除されているのか否かを明らかにされたい。

以上